

西洋史研究会会則

1971年（昭和46年）11月27日	西洋史研究会設立・本会則施行
1974年（昭和49年）11月16日	改正
1976年（昭和51年）11月20日	改正
1979年（昭和56年）11月17日	改正
1981年（昭和56年）11月14日	改正
1991年（平成3年）11月17日	改正
1995年（平成7年）11月18日	改正
1999年（平成11年）11月13日	改正
2012年（平成24年）11月10日	改正
2014年（平成26年）11月15日	改正 適用開始

第1条（名称および事務局） 本会は、西洋史研究会（以下「研究会」という）と称し、事務局を仙台市青葉区川内27-1 東北大学大学院文学研究科ヨーロッパ史研究室におく。

第2条（目的） 研究会は、西洋史学の発展と向上に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 研究会は次の事業を行う。

1. 大会の開催.
2. 機関誌『西洋史研究』の発行.
3. その他第2条の目的に沿う事業.

第4条（会員） 研究会の会員は次の4種とする。

1. 普通会員. 第8条2の（1）に定める会費を納入したもの.
2. 維持会員. 第8条2の（2）に定める会費を納入したもの.
3. 名誉会員. 本会に著しい貢献があったもので、理事会が推薦し、総会の承認をえたもの.
4. 学生会員. 常勤の職（日本学術振興会特別研究員職を含む）に就かず、第8条2の（4）に定める会費を納入したもの.

第5条（役員） 研究会に次の役員をおく。

1. 代表理事. 1名. 研究会を代表し、会務を統括する.
2. 理事. 8名. 研究会の運営に当たる.
3. 評議員. 若干名. 理事会の諮問に応じて意見をのべ、また適宜理事会に意見を具申することができる.
4. 監事. 2名. 会計監査を行う.

5. 事務局委員. 若干名. 理事会に出席し, 研究会の運営について意見をのべ, また事務を担当する.

6. 学生委員. 若干名. 事務局委員を補佐し, 事務を担当する.

第6条 (役員を選出および任期) 役員を選出および任期は, 次の通りとする.

1. 代表理事は理事のなかから互選する. 任期は2年とする. ただし重任を妨げない.

2. 理事は総会において選出する. 任期は2年とする. ただし重任を妨げない.

3. 理事会は評議員を委嘱することができる. 任期は2年とする. ただし重任を妨げない.

4. 監事は総会において選出する. 任期は1年とする. ただし重任を妨げない.

5. 事務局委員および学生委員は理事会が委嘱する. 任期は1年とする.

第7条 (顧問) 理事会は顧問を委嘱することができる.

第8条 (財務および会費)

1. 研究会の事業および運営は, 会員の納付する会費, 寄付, 「石井弥二郎記念基金」(以下「記念基金」という) および「西洋史研究会援助基金」(以下「援助基金」という) をもって行われる. ただし記念基金および援助基金からの支出は, それぞれ別に定める規定によるものとする.

2. 会費は次の定めるところによる.

(1) 普通会員. 年額4,500円.

(2) 維持会員. 年額6,000円.

(3) 名誉会員は会費を徴収されない.

(4) 学生会員. 年額2,500円.

3. 研究会の会計年度は, 4月1日より翌年3月31日までとする.

第9条 (総会)

1. 定期総会は年1回開催する. ただし, 理事会は必要に応じ, 臨時に総会を招集することができる.

2. 総会は次のことを行う.

(1) 理事および監事を選出.

(2) 理事会より提出された案件の審議および決定.

(3) 決算報告の承認.

(4) 会則の変更.

(5) その他総会の席上において必要と認められた案件の審議および決定.

第10条 (理事会)

1. 理事会は, 代表理事が招集し, 全理事の3分の2以上の出席をもって成立する.

2. 理事会は研究会の事業と運営について最終の責任を負う.